

タイにおける汚職の創造 ——法規定と政治家批判——

外 山 文 子*

The Creation of Corruption in Thailand: Legal Provisions and Criticism of Politicians

TOYAMA Ayako*

Abstract

Thailand made great progress toward institutional democratization through the amendment of the 1991 Constitution, which stipulated that only elected MPs were eligible for the position of prime minister in 1992. This amendment was followed by the 1997 Constitution. However, Thailand experienced a coup in 2006, and the coup group drafted the 2007 Constitution. Since the coup, the judiciary has been pivotal in changing governments. Democratically elected governments have been toppled by the judiciary. Furthermore, people in large cities such as Bangkok, who protested against the military's extended rule in 1992, approved of the 2006 coup and the unusual methods employed in changing governments, an abnormal phenomenon in a parliamentary democracy.

The common objective that links the coup, the two constitutional amendments (1997 and 2007), and the decisions of the judiciary is resolving corruption among the country's politicians. Even though several coups have occurred and constitutional amendments have been made for this purpose, the problem of corruption appears to be continually exacerbating. To understand this issue, it is important to recognize what kinds of behavior in politicians have been codified as corruption. Therefore, this paper examines the legal definitions of corruption.

A close scrutiny of Thailand's constitutions and laws reveals that the legal definition of corruption has widened owing to the former's consecutive amendments since the 1990s, from apparent corruption (such as bribes or kickbacks) to vague or gray corruption (such as conflicts of interest and false statements of property and debt).

Although in other countries these new legal definitions of corruption are used to control the spread of corruption among politicians by pre-empting potential corruption, in Thailand such forms of corruption are stipulated as grave crimes that could end an individual's political career—and they have broader definitions, including forms of corruption that are not serious. This suggests that constitutional amend-

* 京都大学東南アジア研究所；Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University
e-mail: fwis2356@nifty.com

ments have resulted in increased corruption among politicians. This has caused people to distrust politicians and a democratic form of government, leading to the possible destruction of democracy either by coup or by the judiciary. In fact, constitutional amendments may themselves have been excuses for dismantling democracy.

Keywords: Thailand, constitutional amendment, legal definition, corruption, democratization

キーワード：タイ、憲法改正、法的定義、汚職、民主化

I はじめに——問題の所在

2006年9月19日、タイ史上最強の民選政権であったタックシン政権が軍事クーデタによって打倒された。続いて2007年5月に憲法裁判所が与党タイ愛国党を解党する判決を下し、2008年及び2010年には最高裁判所がタックシン元首相に対して有罪判決を下した。クーデタの大義名分ならびに最高裁判所による有罪判決の罪状は、タックシン（政権）の「汚職」であった。タックシン派は、2007年12月の下院議員選挙で勝利をおさめ再び政権を獲得したが、2008年9月にサマック首相が憲法裁判所より有罪判決を受け失職した。その他にも2000年に有罪判決を受け投獄されたサナン元内相を始めとして、現職の閣僚や閣僚経験者、あるいは下院議長経験者といった数多くの有力な政治家が、「汚職」で有罪判決を受け失職している。

タイでは1990年代から政治の民主化が進み、数十年に渡って政治を支配してきた軍に代わって、選挙で選ばれた政治家の権力が強まってきた。それに伴って政治家の汚職に対する批判が高まり、汚職の防止や取り締まりのための法律や制度の整備が進められてきた。しかし、相次ぐ摘発にもかかわらず、汚職は一向に無くならないように見受けられる。¹⁾むしろ増加しているようにすら思われる。なぜなのか。上記のような努力にもかかわらず、タイでは政治家の汚職が猛烈に批判され続け、クーデタ実行の理由であり続けてきた原因について十分な分析は行われてこなかった。この点について説明が必要である。

1) 最初に汚職が政治問題化したのは、軍事政権の独裁者であったサリット元首相（1959～63年在職）であった。1960年代は軍及び官僚と中国系実業家との癒着による汚職が盛んだった [Riggs 1966]。タイの汚職をサクディナー時代からの伝統と捉え、汚職の文化的側面を指摘する研究もある [Van Roy 1970]。1970年代半ばになると民主主義の時代を迎え、実業界出身の政党政治家が政界に参入するようになったが、基本的社会構造は変化しなかった [Neher 1977]。タイ社会のパトロン・クライアント関係は、民主主義体制下では選挙における「票買い」(vote-buying) に結び付き、政治家の汚職が悪化したとの認識が広まるようになった [Niyom 2006a]。汚職は、政治家、官僚及び実業家の3者の共謀により行われている場合が多いことが指摘されているが [Juree 2011: 81-82; Suchit 2002: 188-190]、この頃から政治家の汚職のみが非常に悪化したように認識され始めた。軍は政治家の汚職を激しく糾弾し、実業家を中心とする議会制政治は真に多数者のための政治ではないと非難した [玉田 1988]。

政治家の汚職は実際に増加し悪化しているのであろうか。汚職は水面下で行われるため、実態を正確に把握することは困難である。しかし、タイの知識人の間では、プレーム政権（1980～88年）を中心とする半民主主義体制下²⁾で汚職が最も少なく、民主主義体制と軍部独裁体制は汚職の酷さにおいて同程度であり [Suchit 2002: 193]、政治家による汚職は年々悪化の一途を辿っているとの認識を持つ者が多い [Thiraphat 2010: 244-290]。また、一般国民も、特に政治家の間で汚職が悪化していると感じていると報告されている [Nualnoi 2005: 248]。しかし、パースックとサンシットは、単なる印象論から更に踏み込んで、軍事政権下及び民主政権下における汚職金額の推計を行い、軍事政権下における汚職の方がより深刻な問題であったことを指摘している [Pasuk and Sungsidh 1994]。従って、民主化とともに汚職が増えたと速断することは禁物であろう。では、汚職取締機関の権限が強化され能力が向上したために、摘発事例が増加したのであるか。確かに国家汚職防止取締委員会 (Khanakammakan pongkan lae prapram kanthutcharit haeng chat)³⁾は、1997年憲法で権限や組織が強化されており、従来の組織と比べて効率的になったと評価されている [大友 2003: 151-152]。しかし、摘発事例が増加した理由がもっぱら取締機関の能力及び権限の向上にあるという結論を下す前に、摘発された事例の内実を確認してみる必要がある。なぜなら、汚職とみなされる行為の範囲が広がっているかもしれないからである。

汚職に関する多くの先行研究は、汚職の定義が世論においても、法律においても変化することを明らかにしている。たとえば、ガーディナーは、汚職に関し法的定義、公益による定義、世論による定義の3種類を提示し、いずれの定義にも価値判断の相対性、測定の困難さがつきまとうと述べている [Gardiner 1993]。汚職研究の大家ハイデンハイマーは、汚職の基準が国家、社会間によって異なり、時代または時期によっても変化すると指摘している [Heidenheimer 1970]。汚職に対する批難が時には政治的道具としても使用されてきたことは、第三世界の汚職に関するスコットの古典的な研究がつとに指摘した通りである。⁴⁾ 汚職は、法律上の定義

2) 半民主主義の時代、首相は下院議員である必要は無かった [Chai-Anan 1989]。首相が依拠していた3本柱は、連立政権を樹立出来る数の下院議員、軍（特に陸軍司令官）からの支持、首相任命の勅令であった。半分の民主主義とは、経済発展の結果登場した中間層と軍及び文官ら官僚を融和させようとする試みだったと指摘されている [Likhit 2010: 458; Niyom 2006b]。

3) 国家汚職防止取締委員会の前身は1973年に創設され、1975年に首相府のもとに移管された汚職防止取締委員会である。しかし当時、資産負債報告書は秘密文書とされ、開示するためには、まず汚職取締委員会が「異常に富裕」について3分の2以上の票で証拠有りだと可決する必要があった [Manit 2008: 196]。それに対し1997年憲法により設立された国家汚職防止取締委員会は、人事及び予算に関し独自の事務局を持つ独立機関であり、政治職者に対する資産負債調査権限、刑事訴追を行う権限、政治家の解職を申し立てる権限を有しており、従前の組織よりも機関の独立性を高められ、権限を強化された [大友 2003: 143-144]。

4) ジェームズ・スコット (James C. Scott) は、途上国における汚職問題について、1950年代に政権を握った多くのアフリカ及びアジア諸国の軍事政権が、例外なく権力奪取の中心的理由として汚職を挙げていると指摘している [Scott 1972: 9-10]。

が固定されておらず流動的であり、しかも批判が政治目的に利用される可能性がある。それゆえ、汚職摘発事例の増減に関して、汚職取締機関の権限及び組織面の変化を追うだけでは不十分なのである。どのような行為を汚職と認定しているのか、根拠となる法律の規定を詳細に考察する必要がある。タイでは1990年代以降、政治家の汚職取り締まりを目的の1つとして憲法が改正され、多くの法律が施行されてきた。それによって、従来は汚職とはみなされていなかった行為が、汚職として断罪されるようになった。汚職の創造が行われていると言い換えてもよい。本稿では、憲法及び法律の改正による汚職の法的定義の変化が、政治家の汚職問題悪化の一因であるとの仮説に立ち、政治家の汚職の法的定義を検証することにより、そうした汚職の創造は、政治にどのような影響を及ぼしてきたのかを解明することを目的とする。

II 汚職の法的定義の変遷

現在、政治家の汚職取り締まりは、刑法典 (Pramuan kotmai aya),⁵⁾ 憲法 (Ratthathammanun), 1999年施行の「汚職防止取締法 (Phraratchabanyat prakop ratthathammanun waduai kanpongkan lae prapram kanthutcharit Pho.So. 2542)」,⁶⁾ 「国家機関による入札への参加に関する犯罪法 (Phraratchabanyat waduai khwamphit kiaokap kansanoe rakha to nuaingan khong rat Pho.So. 2542)」, 「マネーロンダリング防止法 (Phraratchabanyat pongkan lae prapram kanfokngoen Pho.So. 2542)」, 2000年施行の「国務大臣の持分及び株式の管理に関する法 (Phraratchabanyat kanchatkan hunsuan lae hun khong ratthamontri Pho.So. 2543)」等に基づいて行われている。表1にまとめたように、政治家の汚職取り締まりに関わる法律の多くは1990年代半ば以降に施行された。これらの中でも中心的役割を果たしているのが、憲法及び国家汚職防止取締法である。本章では憲法及び汚職防止取締法に焦点をあて、汚職の法的定義の変化について検証する。

II-1 1991年・1997年・2007年憲法——何を禁じたか

憲法は政治家の汚職をどのように定義してきたのであろうか。本節では、汚職を主な標的の

5) これらの中で最も古い歴史を持つのが刑法典であり、最初の刑法典は1908年に制定された。現行の刑法典は1956年に制定されたが、基本的な構造は1908年法から変わっていない〔飯田1999〕。「公的な職務に対する犯罪」が20条置かれており、主に係員 (Cao phanakgan) による汚職について定めている。資産の調達や管理、徴税、会計等を担当する係員による不正な権限行使や、公文書偽造に関する禁止事項等が含まれる。

6) 1975年の施行後、1987年に改正、1999年では全面改正され、2011年にも大幅に改正が行われた。また1999年法は憲法付属法 (Phraratchabanyat prakop ratthathammanun) という形式を採用している。憲法の重要な規定を施行するための法律であり、2007年憲法では法案提出や審議において一般の法律とは異なる手続きが定められている。選挙法、政党法、各種独立機関に関する法律等が含まれる。

表1 主な汚職取り締まりに関する法律の施行と政治事件

民主化・実業家 政界参入			半分の 民主主義		政治改革運動				選挙による 政権交代		司法による 政権交代		
1973年	75年	76年	78年	87年	91年	92年	96年	97年	99年	2000年	06年	07年	08年
学生革命	汚職防止取締法	クーデタ	1978年憲法	汚職防止取締法 ※75年法の改正	クーデタ 1991年憲法	5月流血事件 1991年憲法改正	上院議員及び下院議員資産負債報告法	1997年憲法	汚職防止取締法 国家機関による入札への参加に関する犯罪法	マネーロンダリング防止法 国務大臣の持分及び株式の管理に関する法	クーデタ	判決によりタイ愛国党解党 2007年憲法	判決によりサムック政権・ソムチャーイ政権崩壊

出所：筆者作成。

1つとして起草された3憲法（1991年、1997年、2007年）の条文を比較してみたい。⁷⁾ いずれにおいても、汚職は参政権を制限する事由とされているので、(1) 下院議員の被選挙権行使の禁止、(2) 下院議員及び閣僚の禁止事項に関する条文を手がかりに検証する。

II-1-1 下院議員の被選挙権行使の禁止

上記3憲法の「下院議員の被選挙権行使の禁止」に関する条文についてまとめたものが表2である。多くの規定が3憲法に共通して存在するが、注目すべきは、「異常に富裕又は異常な資産増加」及び「資産負債虚偽報告」の2点であろう。

「異常に富裕又は異常な資産増加」に関しては、1991年憲法において「裁判所の判決又は命令により異常に富裕又は異常な資産増加があったとして国に資産を没収された者」の下院議員としての被選挙権の行使を禁止するという特徴的な条文（第107条（8））が導入されたことが

7) 1997年憲法は、バンコクの知識人らを中心とした政治改革運動により後押しされ制定された憲法である。2007年憲法は、2006年クーデタグループによる官選議会で制定された憲法である。いずれの憲法も起草過程から政治家を排除している点が共通している。また両憲法は、憲法の規定が確実に施行されることを保証するために、憲法関連法律が期限内に立法されるべき旨が憲法に定められている。

表2 下院議員の被選挙権行使の禁止（一部抜粋・要約）

1991年憲法	1997年憲法	2007年憲法
第107条 (6) 過失による罪の場合を除き、裁判所の判決により2年以上の禁固の刑に処せられ、選挙の当日において刑の執行終了日より5年が経過していない者 (7) 職務上の汚職又は汚職容疑により、公的機関、国家機関又は国有企業から懲戒免職、解任、解雇処分を受けた者 (8) 裁判所の判決又は命令により異常に富裕又は異常な資産増加があったとして国に資産を没収された者	第109条 (5) 過失による罪の場合を除き、裁判所の判決により2年以上の禁固の刑に処せられ、選挙の当日において刑の執行終了日より5年が経過していない者 (6) 公務における職務上の汚職又は汚職及び不正容疑により、公的機関、国家機関又は国有企業から懲戒免職、解任、解雇処分を受けた者 (7) 裁判所の判決又は命令により異常に富裕又は異常な資産増加があったとして国に資産を没収された者 (10) 上院議員 (12) 選挙委員会委員、国会オンブズマン、国家人権委員会委員、憲法裁判所判事、行政裁判所判事、国家汚職防止取締委員、国家会計検査委員 (13) 第295条（資産負債虚偽報告による5年間の政治職就任禁止）の定めるところにより、政治職に就くことを禁止されている者 (14) 第307条（上院での罷免決議）に従い、上院の決議により地位をばく奪されたことがあり、投票日において上院の決議日より5年が経過していない者	第102条 (5) 過失による罪又は軽微な罪である場合を除き、裁判所の判決により禁固の刑に処せられ、選挙の当日において刑の執行終了日より5年が経過していない者 (6) 公務における職務上の汚職又は汚職及び不正容疑により、公的機関、国家機関又は国有企業から懲戒免職、解任、解雇処分を受けた者 (7) 裁判所の判決又は命令により異常に富裕又は異常な資産増加があったとして国に資産を没収された者 (10) 上院議員又は上院議員であったことがあり、その地位の終了から2年が経過していない者 (12) 憲法裁判所判事、選挙委員会委員、国会オンブズマン、国家汚職防止取締委員会委員、国家会計検査委員、国家人権委員会委員 (13) 第263条（資産負債虚偽報告による5年間の政治職就任禁止及び政党のいずれかの地位への就任禁止）の定めるところにより、政治職に就くことを禁じられている者 (14) 第274条（上院での罷免決議）に従い、上院の決議により地位をばく奪されたことがある者

出所：筆者作成。

注：条文の後に付けた括弧内の要約は、筆者が追加したもの。

始まりである。⁸⁾ 但し、具体的にどのような状態を「異常に富裕」と定義するのか憲法には記載されておらず、定義に関しては後述する1999年汚職防止取締法を待たねばならない。

定義が不明確である「異常に富裕」よりも、下院議員の被選挙権行使の禁止に関してより実

8) 1991年クーデタグループは、革命団布告第26条において「異常に富裕」という言葉を使用し、前政権の閣僚の汚職調査を目的とする資産調査委員会を設立した。しかし1993年に最高裁判所が革命団布告第26条の合憲性を否定したことにより、元閣僚10名の資産没収は未遂に終わった。権力者の資産没収は、1950年代末～70年代初頭の軍事政権の時代に首相を務めたサリットやタノームに対しても行われた。タノームはサリットの死後、必要に応じて首相が命令を下すことを許可する1959年暫定憲法第17条に基づき、首相命令（Kham sang nayokratthamontori）によりサリットの資産を差し押さえた。1973年学生革命後は、サンヤー首相が1972年暫定憲法第17条に基づき、首相命令によりタノームの資産を差し押さえた。この2件の首相命令では「異常に富裕」という言葉は使用されていないが、資産没収が政争の1手段という側面を持つことが分かる。

効的なのは「異常な資産増加」であろう。1996年に施行された「上院議員及び下院議員資産負債報告法 (Phraratchabanyat kansadaeng sapsin lae nisin khong samachikwuthisapha lae samachiksapha phuthaen ratsadon Pho.So. 2539)」によって、国会議員は各議院の議長に対し資産負債報告書の提出が法的に義務付けられた。⁹⁾しかし、当該法律では専門機関による報告書の調査は行われず、一般公開の対象でも無かったため実効性の薄い規制であった。1997年憲法では、政治職者 (Phu damrongtamnaeng thang kanmueang) に対する資産負債報告書の提出を重要な汚職取締手段として位置付け、より実効性のある規定となるように大改革が施された。それは、2007年憲法にも受け継がれた。

国家汚職防止取締委員会に対し、資産負債報告書の提出を義務付けられているのは、首相、大臣、下院議員、上院議員、その他政治職者、法律に定めるところによる地方自治体の首長と議員である (1997年憲法第291条、2007年憲法第259条)。就任又は離任の都度、本人、配偶者及び未成年の子の財産及び債務を示す帳簿を提出すべきと定められた。また、当該資産及び負債の実在を示す証拠の写しを共に提出し、内容が正確であることを保証するため提出する書類の全ての項に署名をしなければならない。提出期限は、就任した日又は退任した日から数えて30日以内とされた。また、当該地位を退任した日から1年を経過した日から数えて30日以内に、再度資産負債報告書を提出しなければならないとされた。2007年憲法では、報告対象となる財産及び債務に関して、政治職者が直接的又は間接的であるかを問わず、他の者に所有又は管理させている財産も含むと改正された (第259条)。

1997年憲法からは、国家汚職防止取締委員会が報告書の内容について調査を行うとされ、「異常な資産増加」が判明した場合には、資産を国庫へ没収すると定められた (1997年憲法第294条、2007年憲法第262条)。また、提出すべき帳簿及び付属文書を故意に提出しなかった場合、故意に内容が虚偽である帳簿を提出した場合または報告すべき事実を隠ぺいした場合には、国家汚職防止取締委員会は、1997年憲法の定めでは憲法裁判所 (第295条)、2007年憲法の定めでは最高裁判所政治職者刑事訴訟部 (第263条) に対し裁決のために事案を送付するとされた。1997年憲法では、裁判所によって資産負債虚偽報告であるとの判決を下された場合は5年間の政治職就任禁止と定められた (第295条)。2007年憲法では罰則が更に強化され、違反者は5年間の政治職就任禁止に留まらず、政党のいずれかの地位への就任も禁止するとされた (第263条)。

9) 1974年憲法にも、閣僚、上院議員および下院議員が自己の資産負債について国会議長に対し示すことを義務付けた規定が存在した。しかし当該憲法は2年後の1976年クーデタにより破棄された。

II-1-2 下院議員及び閣僚の禁止事項

次の表3及び表4から明らかなことは、政治職者の禁止事項として政治家とビジネスとの関係が重要視されている事実である。規制の対象範囲は、憲法改正を重ねるごとに拡大の一端を辿っている。下院議員の禁止事項の中に従来から存在する規制として「国、公的機関、国家機関、国有企業等からの特権の付与又は独占的契約の当事者となることを禁じる」（1991年憲法第108条（2）、1997年憲法第110条（2）、2007年憲法第265条（2））が挙げられるが、1991年憲法では但し書きが付記されており、「当選前に付与された特権であるか又は契約当事者となっていた場合には適用されない」（第108条）とされていた。1997年憲法では但し書きが削除され、更に「国、公的機関、国家機関、国有企業から特権を受理又は独占的契約を締結している合名会社の出資者又は株式会社の株主となることを禁止する」（第110条（2））という規制が追加された。契約による直接的関係のみならず、出資又は株式を通じた間接的な繋がりにも規制範囲が拡大された。2007年憲法では、「政治職にある者は、新聞、ラジオ放送、テレビ放送又は通信事業の所有者又は株式の保有者となることは出来ない」と定められ、加えて「直接的であるか間接的であるかを問わず、かかる事業を所有者又は株式保有者と変わらない形で管理運営出来る場合であってもならない」（第48条）とされ、政治家がマスコミの株式を所有することが禁じられた。事業の所有者又は株式保有者ではないにもかかわらず、所有者又は株式保有者と変わらない形で管理運営出来るというのがいかなる状況であるのかについては、具体的な基準が示されていない。また2007年憲法では、本人のみならず配偶者、未成年の子も規制対象に加えられた（第265条）。政界に実業家が多数参入している現状¹⁰⁾を考えると、政治家にとっては抵触する可能性が高い規制であると指摘できよう。

政治家の株式保有に関しては、1997年憲法を境に非常に厳格な規制が置かれるようになったが、閣僚に対しては一層厳格な基準が設けられた。1997年憲法で「国務大臣は法律に定める範囲を超えて合名会社又は株式会社の出資者又は株主であってはならない」と定められ、株式保有及び出資それ自体に対して上限を設けた。保有上限範囲に関しては、2000年施行の「国務大臣の持分及び株式の管理に関する法（Phraratchabanyat kanchatkan hunsuan lae hun khong ratthamontri Pho.So. 2543）」により「総払込資本又は総株式数の5%」（第4条）とされた。¹¹⁾2007年憲法からは、配偶者及び未成年の子にも適用されるようになり、ほぼ同様の規制を受けることとなった（第269条）。

10) 1970年代から実業家の政界参入が始まり、その後も一貫して増加し続けた。政党を資金面で支えるのはバンコクの大規模な実業家であり、下院議員の大半は地方の実業家という構造が誕生した〔玉田2006〕。

11) 在任中に、追加分の出資若しくは株式を保有したことにより5%を超えた場合も、国家汚職防止取締委員会に通知し、30日以内に他人のために財産を管理する法人に移管しなくてはならない（国務大臣の持分及び株式の管理に関する法 第15条第2段落）。

表3 下院議員の禁止事項（一部抜粋・要約）

1991年憲法	1997年憲法	2007年憲法
第108条 (1) 以下の地位又は職務への就任禁止：公的機関、国家機関、国有企業、地方議会議員、地方行政官、地方政府職員 但し、国務大臣又はその他政治職公務員は適用外 (2) 以下の機関との間で、直接的又は間接的であるかを問わず、特権受理及び独占的契約の当事者となることの禁止：国、公的機関、国家機関、国有企業 但し、下院議員が当選前に付与された特権であるか又は契約当事者となっていた場合には適用外 (3) 公的機関、国家機関又は国有企業から特別な金銭又はいかなる形の利益も受けてはならない。但し、公的機関、国家機関又は国有企業とその他の者との通常業務によるものはこの限りではない。	第110条 (1) 以下の地位又は職務への就任禁止：公的機関、国家機関、国有企業、地方議会議員、地方行政官、地方行政機関職員 但し、国務大臣ではない政治職公務員は適用外 (2) 以下の機関との間で、特権受理及び独占的契約の当事者となることの禁止：国、公的機関、国家機関、国有企業 上記機関から特権を受理又は独占的契約を締結している合名会社の出資者又は株式会社の株主となることの禁止 (3) 公的機関、国家機関又は国有企業から特別な金銭又はいかなる形の利益も受けてはならない。但し、公的機関、国家機関又は国有企業とその他の者との通常業務によるものはこの限りではない。 第111条 政治職公務員以外の常勤又は定給の公務員、又は政府機関、国有企業もしくは地方行政機関の職員又は従業員の人事への干渉又は介入の禁止	第265条 (1) 以下の地位又は職務への就任禁止：公的機関、国家機関、国有企業、地方議会議員、地方行政官、地方公務員 ※第267条：第265条の規定を首相および国務大臣に適用する。 (2) 以下の機関との間で、直接的又は間接的であるかを問わず、特権を受理又は介入もしくは干渉すること及び独占的契約の当事者となることの禁止：国、公的機関、国家機関又は国有企業 上記機関から特権を受理又は独占的契約を締結している合名会社の出資者又は株式会社の株主となることの禁止 (3) 公的機関、国家機関又は国有企業から特別な金銭又はいかなる形の利益も受けてはならない。但し、公的機関、国家機関又は国有企業とその他の者との通常業務によるものはこの限りではない。 (4) 第48条に基づく禁止事項に該当する行為をしない。 (2) (3) 及び (4) の規定は、下院議員又は上院議員の配偶者及び子、協力者、委託者の形で活動しているその他の者にも適用する。 第48条 政治職者が新聞、ラジオ放送、テレビ放送又は通信事業の所有者又は株式の保有者となることの禁止。自己名義であろうと、その他の方法であろうと、直接的であるか間接的であるかを問わず、かかる事業を所有者または株式保有者と変わらない形で管理運営出来る場合も不可 第266条 自己、他者又は政党の利益のため、直接又は間接を問わず、自己の議員としての地位を利用して、以下の事項に干渉又は介入することの禁止 (1) 公的機関、国家機関、国有企業、国が株式の多数を占める事業又は地方行政機関の公務員、職員又は被雇用者の公務又は通常の職務遂行 (2) 公的機関、国家機関、国有企業、国が株式の多数を占める事業又は地方行政機関の政治職ではない常勤又は有給の公務員、職員又は被雇用者の採用、任命、異動、転任、昇進及び昇給 (3) 公的機関、国家機関、国有企業、国が株式の多数を占める事業又は地方行政機関の政治職ではない常勤又は有給の公務員、職員又は被雇用者の解任

出所：筆者作成。

表4 閣僚の禁止事項（一部抜粋・要約）

1991年憲法	1997年憲法	2007年憲法
第163条 国務大臣は、大臣の職務に反する、又は第108条（下院議員の禁止事項）の規定により下院議員が就任を禁止されている職に就任すること及び禁止行為を行うことが出来ない。 但し、法律の規定により就任を必要とする職についてはこの限りではない。 また、利潤を目的とする事業に携わる個人、有限会社、株式会社又はその他の組織の支配人、役員、顧問、代表者または被雇用者となることも出来ない。	第208条 国務大臣は、第110条（下院議員の禁止事項）に定める地位への就任又は行為を行ってはならない。但し、法律の規定により就任を必要とする職についてはこの限りではない。 また、合名会社、株式会社又は利益又は利益配当を目的とする経済活動を行う組織において、いずれかの地位に就くこと又はいずれかの者の被雇用者となることを禁止する。 第209条 国務大臣は、法律に定める範囲を超えて、合名会社又は株式会社の出資者又は株主であってはならず、合名会社又は株式会社の出資者又は株主の地位を保持することは出来ない。国務大臣がここにいう報酬を受けることを望む場合、当該国務大臣は、就任の日から数えて30日以内に国家汚職防止取締委員長に届け出を行い、法律の定めるところにより、当該合名会社の出資分又は株式会社の株式を他人の利益のために財産管理する法人に移管する。 国務大臣が、合名会社又は株式会社の株式又は事業に関して、経営又は管理に関わる行為を行うことを禁止する。	第267条 第265条（下院議員及び上院議員の禁止事項）の規定を首相及び国務大臣に適用する。 但し、法律の規定により就任を必要とする職についてはこの限りではない。 また、合名会社、株式会社又は利益又は利益配当を目的とする経済活動を行う組織において、いずれかの地位に就くこと又はいずれかの者の被雇用者となることを禁止する。 第268条 首相及び国務大臣は、国会に対する施政方針演説又は法律が定めるところによる行政における権限に基づく行為を除き、第266条（下院議員及び上院議員による政府機関等への介入禁止）が定める行為を行うことが出来ない。 第269条 首相及び国務大臣は、法律に定める範囲を超えて、合名会社又は株式会社の出資者又は株主であってはならず、合名会社又は株式会社の出資者又は株主の地位を保持することは出来ない。首相及び国務大臣がここにいう報酬を受けることを望む場合、就任の日から数えて30日以内に国家汚職防止取締委員長に届け出を行い、法律の定めるところにより、当該合名会社の出資分又は株式会社の株式を他人の利益のために財産管理する法人に移管する。 首相及び国務大臣が、合名会社又は株式会社の株式又は事業に関して、経営又は管理に関わる行為を行うことを禁止する。 本条の規定は、首相及び国務大臣の配偶者及び未成年の子にも適用し、第259条（政治職にある者の財産及び債務を示す帳簿の提出）第三段落の規定を準用する。

出所：筆者作成。

注：条文の後にある括弧の中のタイトルは筆者が追加。

以上から、憲法によって定められた政治家の汚職とは、主に「異常に資産が増加する又は負債が減少すること」「定めに従って資産負債報告書を期限内に提出しないこと」「政府との間で特権等を有する企業の出資者又は株式保有者になること」、首相及び大臣については「法定（現行5%）以上の出資又は株式保有」であることが明らかとなった。特に1997年憲法以降は、「資産負債報告書」及び「株式保有」を中心とした規制の拡大が顕著な特徴である。

II-2 1999 年汚職防止取締法——何を取り締まるのか

ここでは、憲法のみでは明らかに出来ない汚職定義の詳細部分について検証したい。1997 年憲法を受けて施行された 1999 年汚職防止取締法と、それ以前の 1975 年汚職防止取締法（1987 年改正）とを比較することにより、汚職定義の変化をより鮮明に浮かび上がらせることを目的とする。

II-2-1 対象の変化

1999 年汚職防止取締法では、条文数が大幅に増加した。1975 年の最初の法律では全 26 条しか存在しなかった。1987 年の改正では、いくつかの条文が追加されたが大幅な増加ではなかった。しかし 1999 年には全 133 条と飛躍的に条文数が増加している。また初めて章による整理が行われ、第 1 章 国家汚職防止取締委員会、第 2 章 国家汚職防止取締委員会の権限及び義務、第 3 章 資産負債調査（第 1 部 政治職者の資産及び負債報告、第 2 部 国の職員）、第 4 章 事実調査、第 5 章 免職、第 6 章 憲法 308 条に定められた政治職者に対する刑事手続き、第 7 章 国庫への資産移譲申し立て、第 8 章 憲法 308 条に定められた政治職者以外の者に対する刑事手続き、第 9 章 利益相反、第 10 章 国家汚職防止取締委員会事務局、第 11 章 罰則に分けられた。政治職者に対象を絞った条文が多数導入されたことが、章の構成から一目瞭然である。

法律の冒頭に記載される取締対象の定義にも明確な変化が起こった。1975 年汚職防止取締法では、取締対象は「国の職員」（Chaonathi khong rat）であるとし、「国の職員」とは「恒常的な地位を有する又は月給を受け取っている公務員、地方の職員、国又は国有企業組織の職員等」（3 条）と定められた。1987 年改正法においても、取締対象はやはり「国の職員」である。「国の職員」として定められた職業に「法律に従って地方の行政を司る首長、地方議員、区長、村長等」（3 条）の追加があるものの、基本的には 1975 年法と同様の内容となっている。「国の職員」とは、広義には政治職者及び常勤公務員全体を指すと思われるが、職務における不正等が行われた場合の対応手続きから判断すると、主として非政治職者である常勤公務員を想定していたことが窺われる。1999 年汚職防止取締法では、取締対象に政治職者が明確に区分され記載された。政治職者に含まれるのは、「首相、大臣、下院議員、上院議員、政治公務員法に基づくその他政治公務員、¹²⁾ 国会公務員規則法に基づく政治国会公務員、バンコク都知事、バンコク都副知事、バンコク都議会議員、特別市幹部及び議会議員、国家汚職防止取締委員会が定めた金額以上の収入を持つ地方自治体の首長及び議員」（4 条）である。政治家が取締対象であることが明確に規定されたのである。

12) 1991 年政治公務員規則法（2007 年改正）により定められた政治公務員とは、首相、副首相、大臣、副大臣、大臣の顧問や秘書、報道官等が含まれるが、下院議員および上院議員は含まれない。

II-2-2 汚職定義及び区分の変化

法律では、汚職についてどのような定義や区分をしているだろうか。1975 年汚職防止取締法は、取り締まるべき汚職の内容について明示していない。しかし、第 20 条で「いずれかの国の職員が異常に富裕であることを示す状態が存在する場合、委員会が調査し、当該職員に対して、委員会が定めた報告方法および期限に従い自己の資産負債を示させる権限を持つ。委員会の調査の結果、当該職員が異常に富裕であることが明確であり、また正当な手段で蓄財したことを示せないとき、当該職員は違法に権力を行使したと見なされ、委員会は解職命令を検討するため、首相に対して見解を報告する（以下省略）」(20 条)と定めていることから、「異常に富裕」な状態を汚職と定義し、取締対象としていたことが分かる。ただし「異常に富裕」についての具体的な定義は無く、法的には不明確な規定であった。

1987 年改正法は、汚職を「公務における汚職」(Kanthutcharit nai wongratchakan)と「公務における違法行為」(Kan prapruettimichop nai wongratchakan)の 2 種類に分けた。「公務における汚職」とは「自己又は他者のために、正当には得ることができない利益を得ようとして、役職若しくは職責上の何れかの行為を行う若しくは行わない、又は役職若しくは職責上の権力を行使すること」、「公務における違法行為」とは「国の職員が、役職若しくは職責上の何れかの行為を行う若しくは行わない、又は役職又は職責上の権力を行使することが、これらの行為を行う若しくは行為を行わないことが公務における汚職であるか否かを問わず、国の金銭又は資産の受理、保存若しくは使用について管理監督するための法律、規則、規律、命令、内閣の決議のいずれかに違反すること。これらには、職責における怠慢不注意も含むものとする」(3 条)と定めた。しかし、汚職防止取締委員会が取り締まるべき対象は依然「異常に富裕」であり、「異常に富裕」に関する定義は存在しないという矛盾が存在しており、法律そのものの実効性は疑わしかった。

1999 年汚職防止取締法では、取締対象である汚職定義についても変更があった。「職務に対する汚職」(Thutcharit to nathi)、「異常な資産増加」(Sappasin phuemkhuen phitpakati)、「異常に富裕」(Ram ruai phitpakati)の 3 種類に整理された。「職務に対する汚職」とは、「自己又は他者のため正当に得ることができない利益を得ようとして、役職若しくは職責上のいずれかの行為を行う若しくは行わない、又は自己が本来は役職若しくは職責を得ていないにもかかわらず、他者にそのような役職若しくは職責を有すると信じさせるような状況で、役職若しくは職責上のいずれかの行為を行う若しくは行わない、又は権限を行使すること」(4 条)とされた。「異常な資産増加」は、「離任時に政治職者から提出された資産負債報告書に記載された資産及び負債が、着任時に提出された報告書と比較して、異常に資産が増加している又は異常に負債が減少している状態」(4 条)を指すと定められた。従来明確に定義されて来なかった「異常に富裕」についても初めて定義が記載され、「地位における職務の遂行又は権力行使の結果、異

常に莫大な資産を得た、資産が異常に増加した、負債が異常に減少した又は違法な資産の取得があること」(4条)と定義された。¹³⁾ 1999年汚職防止取締法では、従前の2つの法律に比べて具体的な基準若しくは取締手段を創出するための努力が見られる。

II-2-3 「利益相反」の追加

1999年汚職取締法における最も重要な変化は、第9章「利益相反」(Kankhatkan rawang prayotsuanbukkhone lae prayotsuanruam)の導入であろう。¹⁴⁾「利益相反」に関する取締規定は1991年憲法以前から存在しており、タイにおいて全く新しい概念という訳ではない。しかし従前は、憲法によって(1)政治家が国、公的機関、国家機関及び国有企業との間で、特権の受理及び独占的契約の当事者となることの禁止、(2)公的機関、国家機関又は国有企業から、通常業務を超えて特別な金銭又は如何なる形の利益も受けてはならないとの2点が定められているのみであった。1990年代に政治家とビジネスとの関係に取り締まりの重点が置かれるようになると、利益相反に関わる規制も大幅に拡大した。

最も重要な条文は、1999年汚職防止取締法100条であろう。「利益相反」は、次のように定められた。「国の職員は以下の行為を行ってはならない。(1)当該国の職員が監督、管理、検査又は法的手続きの権限を持つ政府機関との契約において、当事者となること又は利害関係者となること、(2)当該国の職員が監督、管理、検査又は法的手続きの権限を持つ立場で職務を行っている政府機関と契約を締結している合名会社又は会社の出資者又は株主となること、(3)国家、政府機関、国家機関、国有企業若しくは地方行政府から特権を受けること又は特権を継続すること、国家、政府機関、国家機関、国有企業又は地方行政府との間で直接的又は間接的に独占的性質を持つ契約の当事者となること、特権享受者又はそのような契約当事者である合名会社又は会社の、出資者又は株主となること、(4)民間ビジネスの利益の性質が、公益若しくは公的な利益と矛盾する若しくは不一致である場合、又は国の職員の職務遂行の自律性に影響する場合、当該国の職員が所属する又は職務を行っている国家機関の監督、管理又は会計検査の下にある民間ビジネスの役員、顧問、代表、職員又は被雇用者として利害関係を持つ

13) 2003年の元公衆衛生相ラッキアットに対する裁判で「異常に富裕」の定義について争われた。被告ラッキアットは「異常に富裕」の定義として4条の内容を挙げた上で、国家汚職防止取締委員会の調査委員会の報告者は、自らが所有する資産がどのように「異常に富裕」に該当するか明確にしていなかった。まず委員会側が被告の資産が「異常に富裕」に該当することを証明する責任があると主張したが、裁判所は被告側に「異常に富裕」に該当しない旨の証明責任があるとした。判決では、被告は裁判所に対し十分に証明することが出来なかったと判定され、有罪となった。この裁判から、「異常に富裕」とは「合法的に資産を入手したことが証明できないこと」を意味すると解釈できる。

14) 2011年に汚職防止取締法が大幅に改正され、新たに第9章「利益相反」に違反した者は刑法違反にも問われうると定められ、第9章の1「汚職予防及び取り締まりの推進」、第9章の2「県汚職予防及び取締委員」等が追加された。

こと（以下省略）」（100 条）。利益相反に該当すると見なされる範囲は、自身の職務に伴う管理監督権限を中心に、契約関係、出資又は株式保有及び雇用関係を幅広く包摂するものとされた。条文中の「国の職員」とは誰を指すのか。国家汚職防止取締委員会の発表により、汚職防止取締法 100 条が適用される対象は、首相及び大臣と定められた。¹⁵⁾ 1999 年汚職防止取締法で新たに定められた「利益相反」とは、政治家を対象とした罪状なのである。¹⁶⁾

II-3 汚職定義の拡大

憲法及び法律条文の検討から、1997 年憲法を境に政治家の汚職に関する法的定義が大幅且つ急激に拡大したという事実が明らかとなった。また拡大範囲は大きく分けて 2 系統に分類し得る。1 種類目が直接的又は間接的に「利益相反」に係る規制であり、2 種類目が「異常な資産増加」に関する規制である。図 1 及び図 2 で示したように、それぞれ古典的な汚職概念から新しい汚職概念へと定義範囲を拡大させている。図 1 では、賄賂等の受理から成る典型的な汚職から、新たに強化された「利益相反」、そして最外縁に存在する「倫理」まで汚職定義が拡大した様子を示している。¹⁷⁾ とりわけ「利益相反」は、従来から規制されてきた「特権の享受」や「独占的契約の当事者となること」といった明白な汚職から、「株式保有に関する規制」による潜在的汚職に対する取り締まりへと移行及び拡大したことが浮かび上がる。図 2 では、「異常に富裕」や「異常な資産増加」を取り締まるための手段として「資産負債報告書」の提出義務が課せられるようになったが、様式や期限等といった資産負債報告書提出それ自体に関する違反が汚職定義の範疇に加わったことを示している。

しかし、これら「新しい汚職」は汚職取り締まりにおいて微妙な問題を抱えている。なぜなら「利益相反」とは非常に曖昧な概念であり、汚職の定義の中ではグレーゾーンに属することが指摘されているからだ [Thiraphat 2010: 158–161; Bertok 2008: 85–86]。また「資産負債報告書」の提出も、報告書提出に関する違反それ自体は汚職とは断定し切れない。つまり、汚職の法的定義は「黒」から「濃いグレー」、そして「薄いグレー」へと、より曖昧な汚職概念に向けて範囲を拡大させたといえよう。

15) 国家汚職防止取締委員会発表（1999 年 2 月 28 日）。

16) 刑法典にも係員が自ら管理監督する業務の利害関係者となることを禁じる規定が存在する。刑法典は一般係員、汚職防止取締法は政治家と上位の官僚を主たる対象とした法律であることが分かる。

17) 2007 年憲法で初めて政治職者及び国の役人の倫理に関する章が登場した（13 章）。またオンブズマンに対し、倫理規則について提言及び助言する権限を与えた [Manit 2010: 181]。

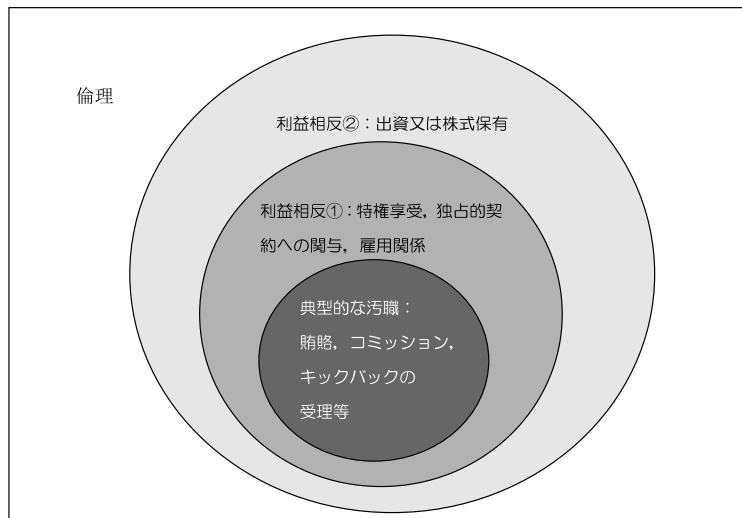


図1 汚職の法的定義の構造1

出所：筆者作成。

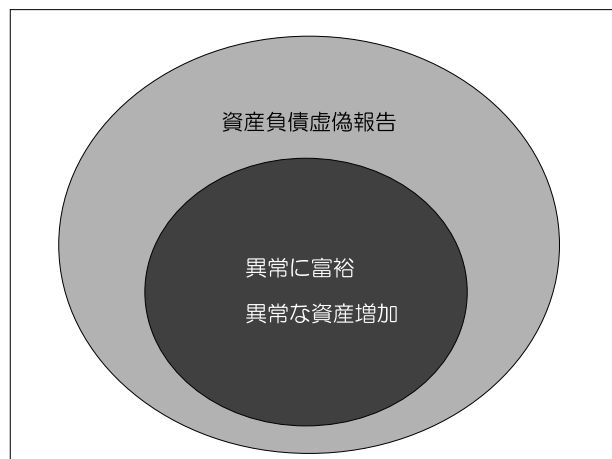


図2 汚職の法的定義の構造2

出所：筆者作成。

III 汚職取締状況と問題点——資産負債虚偽報告

III-1 資産負債報告書提出に関係する汚職取締状況

資産負債報告書に対する調査が本格化し、政治家が資産負債虚偽報告の罪で起訴されるようになったのは、憲法裁判所及び国家汚職防止取締委員会の設置が終了した後の2000年からである。表5に示したとおり、この罪の導入により多数の政治家が裁判所で裁かれるようになった。1997年憲法以前の旧国家汚職防止取締委員会が1名の政治家も有罪に持ち込めなかった事実を考えると、これは非常に大きな変化といえよう。しかも一連の訴訟で無罪判決が下ったのは、2001年のタックシン裁判のみである。有罪判決率の高さからも、資産負債虚偽報告が政治家にとって非常に厳しい罪状であることは間違いない。冒頭で、民主政権下で政治家の汚職が増加したという印象について触れたが、資産負債虚偽報告の取締状況は、そのような印象の存在について一定の説得力を持つ。

では、資産負債虚偽報告とは一体どのような罪であるのか。汚職取り締まりにおいて、いかなる効果を持つのか。次に、これらについて詳細に検証する。

III-2 資産負債虚偽報告という罪——タイにおける問題点

世界的にも政治家や高官に対し、資産負債報告書の提出を求める法律を持つ国は多い。しかし、資産負債報告書の提出は政府に対する国民の信頼醸成に主眼をおいており、一般的には懲罰を目的としていない [Messick 2008: 38–43]。既に発生した汚職を取り締まるための手段ではなく、潜在的な汚職を予防的に取り締まる手段と位置付けるのが妥当だろう。タイでは、どのような制度設計になっているだろうか。

III-2-1 何を取り締まったか

資産負債報告書に記載する項目は、本人、配偶者及び未成年の子（嫡出子、非嫡出子、養子）の収入（定期収入、資産収入、資産売却益）、支出、財産（現金、預金、投資、債権、土地、家屋、車、権利等）、負債（預金を超える引き出し、金融機関からの借金、借用書が存在する負債等）となっており、非常に多くの情報及び添付書類を整える必要がある。¹⁸⁾ 閣僚らは、自己のポストが変更になる度に資産負債報告書を提出し直す義務が存在するため、1年に何度も資産負債報告書を提出する場合が存在する。国家汚職防止取締委員会による調査は、主として過去に提出された複数の報告書を詳細に比較することにより、報告書間の不一致をあぶり出

18) 国家汚職防止取締委員会作成の資産負債報告書提出様式による。（http://www.nacc.go.th/images/article/freetemp/article_20110727090041.pdf 2012年3月1日アクセス）

表5 資産負債虚偽報告・株式保有規制違反 訴訟一覧

案件	過去に経験した地位	判決
2000年（7件）		
資産負債虚偽報告（サナン）	内務相、副首相	有罪
資産負債虚偽報告（マフーセン）	首相官房	有罪
資産負債虚偽報告（コーソン）	教育相顧問	有罪
資産負債虚偽報告（チラーユ）	副公衆衛生相顧問	有罪
資産負債虚偽報告（スクム）	上院議員	有罪
資産負債虚偽報告（チャットチャイ）	首相府相顧問	有罪
資産負債虚偽報告（アナン）	首相官房	有罪
2001年（3件）		
資産負債虚偽報告（タックシン）	副首相 ※当時は首相	無罪
資産負債虚偽報告（ブラユット）	上院議員	有罪
資産負債虚偽報告	市議会議員	有罪
2002年（8件）		
資産負債虚偽報告	市議会議員	有罪
資産負債虚偽報告（サマーン）	副商業相顧問	有罪
資産負債虚偽報告（スピーン）	首相府相顧問	有罪
資産負債虚偽報告（ベンナバー）	副外務相顧問	有罪
資産負債虚偽報告（ソムボン）	首相府相秘書官	有罪
資産負債虚偽報告（サーニット）	通信相次官補	有罪
資産負債虚偽報告（ウィタヤー）	副農業・協同組合相顧問	有罪
資産負債虚偽報告（サウエート）	副農業・協同組合相顧問	有罪
2003年（5件）		
資産負債虚偽報告（モンコン）	外務相顧問、副首相顧問	有罪
資産負債虚偽報告（アドゥン）	首相官房	有罪
資産負債虚偽報告（ラッキアット）	首相府相、公衆衛生相	有罪
資産負債虚偽報告（ピチュート）	副工業相	有罪
資産負債虚偽報告（スラティン）	下院議員	有罪
2004年（4件）		
資産負債虚偽報告	市議会議員	有罪
資産負債虚偽報告（ブーンボン）	下院議員	有罪
資産負債虚偽報告	県議会議員	有罪
資産負債虚偽報告	県議会議員	有罪
2005年（0件） ※国家汚職防止取締委員会は機能不全		
2006年（0件） ※下院議員選挙無効、クーデタ発生		
2007年（10件）		
資産負債虚偽報告 5件	県議会議員	有罪
資産負債虚偽報告 4件	市議会議員	有罪
資産負債虚偽報告 1件	タンボン議会議員	有罪
2008年（1件）		
株式保有5%制限超（チャイヤー）※配偶者分	公衆衛生相	有罪
2009年（3件）		
資産負債虚偽報告（ソムバット）	副内務相、情報通信技術相顧問	有罪
資産負債虚偽報告（ヨンユット）	天然資源・環境相、下院議長	有罪
資産負債虚偽報告（アラビン）	上院議員	有罪
2010年（2件）		
株式保有規制（下院議員及び上院議員44名） ※本人又は配偶者分	下院議員、上院議員	6名有罪
資産負債虚偽報告（チュムボン）	副農業相顧問	有罪
2011年（2件）		
株式保有5%制限超（カラヤー）※配偶者分	科学技術相	却下
資産負債虚偽報告（ブラバン）	下院議員	有罪
2012年（1件）		
資産負債虚偽報告（ソムサック）	教育相、農業・協同組合相	有罪

出所：憲法裁判所判決及び最高裁判所判決より筆者作成。

注：1）2012年は7月末現在までのデータ。

2）資産負債虚偽報告の管轄裁判所は、1997年憲法では憲法裁判所、2007年憲法では最高裁判所。

し、申告漏れの項目等を指摘するというものである。中には、過去20回以上提出された報告書間の異同を調査したケースも存在する。

資産負債虚偽報告は、2000年に有罪判決を受けたサナン元内務相を皮切りに、ピチュート副工業相（2003年有罪判決）、ラッキアット元公衆衛生相（2003年有罪判決）、ヨンユット元下院議長（2009年有罪判決）、ソムバット元副内務相（2009年有罪判決）ら閣僚級の政治家を失職させてきた。閣僚以外にも国会議員、副大臣顧問らの政治家が何人も有罪判決を受けている。彼らが提訴された理由は、資産（銀行口座、土地）又は負債の報告漏れ、添付書類の不備、過去に数回提出した資産負債報告書の間で記載に整合性が無い、出資又は株式保有の上限規制に対する違反等であった。しかし、重大な汚職の訴追には結び付いてはいない [Wichitwong 2010: 66]。また1999年汚職防止取締法により、30日以内に首相、国务大臣及び国会議員の資産負債報告書は一般公開される（35条）¹⁹⁾と定められたことから、近年では上院議員や民間団体が資産負債報告書を詳細にチェックし、間違いを探すこと自体が目的化しているふしがある。²⁰⁾ 2007年憲法施行後は、資産負債報告書の検査において、閣僚の株式保有の上限規制違反が注目を集めるようになった。

首相及び国务大臣の株式保有は、「国务大臣の持分及び株式の管理に関する法 (Phraratchabanyat kanchatkan hunsuan lae hun khong ratthamontri Pho.So. 2543)」により、総出資額又は総株数の5%を超えた出資者又は株主になることは出来ないと定められ（第4条）、もし引き続き利益を受け取ることを望む場合、就任の日から数えて30日以内に国家汚職防止取締委員会委員長に届け出を行い、通知後90日以内に当該出資又は株式を、他者の利益のために財産を管理する法人に移管すべきであると定められている（第5条）。2007年憲法では配偶者及び未成年の子にも適用すると変更されたため（第269条）、妻の株式保有について規制に抵触したことが理由で、大臣が失職する事例も起こるようになった。タックシン元首相は在任当時、28名の下院議員から、シン・コープ株について5%を超えて保有するとして、憲法裁判所に対して訴えられた。この時は、8対6という僅差で証拠不十分のため却下された。2007年憲法下のサマック政権では、チャイヤー公衆衛生相が、妻が保有する株式が制限を超えており、大臣に就任後30日以内に届け出をしなかったとして大臣資格喪失の判決を受け辞職した。ウィルン副商業相は、保有する株式が制限を超えているとして裁判所に訴えられたが、判決前に解職されたため審理が終了した。スラボン財務相の妻が保有する株式が制限を超えているとして、上院議員が憲法裁判所に訴えようとしたこともある。クーデタ後に軍部によって組閣され

19) 当初は閣僚のみが公開対象であったが、2011年の改正により国会議員も公開対象とされた。

20) 有名なのは、タックシン政権に挑戦し、2007年に上院議員に任命されたルアンクライである。彼は、政党を問わず多くの政治家の資産負債報告書を詳細にチェックし、問題点を探し出している。新聞記者からも政治を妨害しているのではないかと質問が出た程である。また、国家汚職防止取締委員会の業務の中でも、資産負債報告の調査は非常に取扱件数が多い [Khanakammakan Po. Po. Cho. 2010]。

たスラユット暫定政権下でも5名の閣僚がこの規制に抵触していると指摘され、その後、彼らは辞職している。²¹⁾

現在の株式保有に関する規制は、下院議員及び上院議員に対しても制限を課している。2007年憲法第265条(2)が、国や政府機関等から事業権を受理した又はそのような性格を有する契約の当事者である株式会社等の出資者又は株式保有者になることを禁じている。2010年には、選挙管理委員会がこの規定に基づき国会議員を調査したところ、上下院合計44名もの議員に対し当該規制違反に関する嫌疑がかけられ、憲法裁判所にて審議されることとなった。多くの議員が保有していた株式は、一般的に名を知られた大企業のものであった。裁判では、当該企業の国や政府機関等との契約状況を審査し、最終的には6名の議員が有罪判決を受け議員資格終了となった。

これらの取締状況から分かるように、タイにおける株式保有に関する制限は誰でも抵触し得る規制であり、実際に汚職が行われていることを意味していない。株式に関する規制は、資産負債報告書の検査において、重箱の隅をつつくような粗探しの1手段として利用されているのが現状なのである。

III-2-2 罰則規定

タイでは資産負債虚偽報告の罰則は非常に重い。2007年憲法では5年間の政治職就任禁止に留まらず、政党のいずれかの役職への就任も禁止すると定められている(第263条)。次の選挙には出馬することが出来ないことを意味する。他国の例を確認してみると、米国、韓国やフィリピンでは、虚偽の場合は罰金又は1年以下の懲役と定められているが、政治職への就任禁止に関する規定は存在しない。タイの場合は、政治的ペナルティを課することを重視している点が特徴的である。²²⁾ 出資又は株式保有の上限規制に関しても、他国ではあまり例がない。²³⁾

資産負債報告書に虚偽が存在することが、汚職や違法行為の証拠となる訳ではない。政治家からは資産負債報告書の様式が複雑であり分かりにくいと不満が出ている。²⁴⁾ 直接的に汚職と

21) 2006年クーデタ後に成立したスラユット暫定政権の主要閣僚ら5名も、5%以上の株式を保有していると批判され辞職した。しかし、国家安全保障評議会(CNS)は、自らの政権に対しては株式保有に関する制限を適用しないとしていた。多くの人が抵触する規定であることがよくわかる。

22) 先進国では罰則規定が無い場合もある。日本は虚偽が存在した場合の罰則規定は存在しない。ドイツでは歳費の半額を上限額とした罰金、米国も罰金。韓国、フィリピンは1年以下の投獄又は罰金。

23) 他国の例を確認すると、ドイツは議決権つき株式の25%以上を保有する場合は議長に報告、オーストラリアや韓国では、議会の討論の際に関係する会社等の株式を保有する場合は申し出る義務がある。しかし、閣僚の株式保有の上限を5%とする厳しい規定は見当たらない。

24) ピチュート副運輸相(前副工業相)は、資産負債報告書の中で、負債の記載漏れがあったとして、8対5で有罪判決を下され、5年間の政治職就任禁止とされた。判決後ピチュートは、「自分は資産報告に関する技術的問題の犠牲者となった。この種の判決は、清廉潔白な人間が国のために働くことを妨げる」と述べ、当時のタックシン首相も、「彼と政府は裁判所の判決を尊重しなければならないが、彼が汚職に関わっていないことを全ての人々に明らかにしなくてはならない」と述べた[The Nation Aug. 6, 2003]。

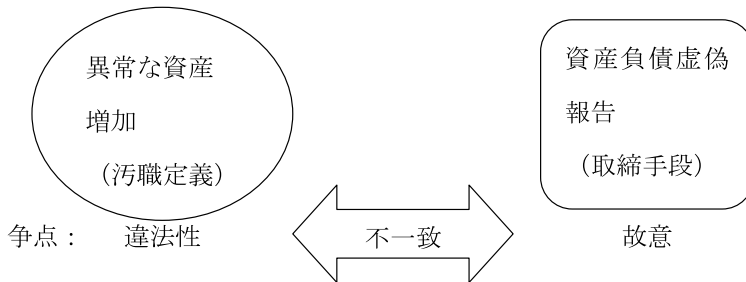


図3 異常な資産増加の取り締まりを巡る争点

出所：筆者作成。

断言し得る性質の罪ではないにもかかわらず5年の政界追放という罰則は、国政レベルの政治家を些細な罪で長期に渡り失うことの損失を勘案すると、民主主義の発展と汚職取り締まりとのバランスが非常に悪い取締手段だといえよう。

III-2-3 争点の混乱——故意

資産負債虚偽報告を汚職の法的定義という観点から考察すると、もう1点大きな問題を指摘しなくてはならない。「異常な資産増加若しくは負債の減少」を汚職と認定する場合、汚職の境界線は違法性の有無であるべきである。しかし、1997年憲法、2007年憲法及び1999年汚職防止取締法が重視しているのは、「期限内に資産負債報告書を提出しなかった場合又は虚偽の資産負債報告書を提出した場合」の「故意」に関する問題である。「故意」の有無の重要性について認めるとしても、汚職を認定する上で主として争われる争点が「故意」であることに違和感を覚えずにはいられない。故意の有無と汚職の有無は同義ではないからである。有名な2001年のタックシン裁判でも激しく争われたのは「故意」に関する部分であった。当該記載漏れ又は事実と異なる記載が真に汚職であるか否かの議論は放置されたまま、手続き的側面が独り歩きしている状態なのである。また、ほぼ全ての裁判で有罪判決が下っていることから、実際には「故意」の有無は真剣に審議されていない可能性が高く、汚職という観点からは無意味で過剰な取り締まりに対する防波堤とはなっていない。

IV 汚職取締状況と問題点——利益相反

IV-1 タックシン政権及びサマック政権の打倒

タックシン裁判及びサマック裁判という2名の（元）首相が被告となった裁判は、まさに「利益相反」の罪状をめぐって争われた。利益相反に政策を含むのか否か、首相の権限の範囲はど

ここまで認定されるのかといった、重要であるが条文上では不明確な部分について判断が行われた。²⁵⁾ 利益相反は非常に曖昧な概念であるため、裁判所が下す判決が条文解釈を大きく左右する。以下3件の判決において、利益相反という罪状が持つ政権担当者に対する破壊力の凄まじさが証明された。それらの判決についてみてみよう。

IV-1-1 汚職防止取締法違反に関する裁判（最高裁判所政治職者刑事訴訟部判決 2008年10月21日）

2003年末に金融機関発展基金（Kongthun phuea kanphuenfu lae phatthana rabop sathabankann-goen）²⁶⁾ が競売に出していたラッチャダーピセーク通りの土地を、ポッチャマーン夫人が落札した件に関し、夫であるタックシン首相（当時）が利益相反を犯したとして訴えられた裁判である。訴えの根拠として使用された法律は、汚職防止取締法4条、100条、122条及び刑法の条文であった。判決では、汚職防止取締法100条によって利益相反が認定され、122条に従い懲役2年の有罪判決が下された。裁判所が「利益相反」があったと認定した理由は、競売の対象となった土地を管理していた金融機関発展基金は国が監督権限を持つ機関であり、首相としてのタックシンは、1991年国家行政規則法（Phraratchabanyat rabiap borihanratchakan phaendin Pho.So. 2534）第11条の規定に基づき、憲法、法律及び施政方針を通じて、国全体に対し監督権限を持つためであるとされた。²⁷⁾

IV-1-2 資産没収に関する裁判（最高裁判所政治職者刑事訴訟部判決 2010年2月26日）

タックシン元首相が在任当時に行った5件の政策は、自らが実質的に株式を所有していた企業に有利に働くものであったとして利益相反に抵触するとされた訴訟である。判決では、親族が所有する株式は実質的にタックシンの所有であると判断した上で、株式保有制限及び1999年汚職防止取締法100条等に違反するとして、5件中4件の政策に対するタックシンの利益相反を認定し、資産の一部を没収する旨の有罪判決が下された。本裁判は、政策と利益相反との関係について争われた点で非常に重要であった。有罪の判決が下された案件は、①電気通信事

25) 「利益相反」の認定に際しては、当該公職者の権限の範囲が重要となる。なぜなら、汚職防止取締法100条からも明らかのように、公職者が管理監督権限を持つ業務における公益と私益との衝突が利益相反として認定されるからである。

26) 1985年11月「中央銀行の業務規制に関わる緊急勅令（Emergency Decree regulating the Affairs of the Bank of Thailand Act）」によって、タイ中央銀行の傘下に設立。

27) この裁判の中で被告であるタックシン側は、汚職防止取締法第4条、第100条及び第122条の2007年憲法第26条から第29条、第39条、第43条等に対する合憲性について、憲法裁判所に対し判断を求めている。憲法裁判所は合憲判断を下した理由として、当該法律条文は、被告が自身の潔白を証明する必要がある推定有罪の規定ではなく、刑法犯罪と同様に原告が被告の全ての犯罪の行為及び意図を証明する必要があることを指摘している（憲法裁判所 2008年8月5日判決）。しかし、その後に出た最高裁判所の判決では、タックシン側の行為の汚職性について厳密に証明していない。

業免許料の物品税への変更, ②携帯電話会社 AIS とタイ電話公社とで締結されたプリペイド式携帯電話事業の税率引き下げ契約変更, ③通信衛星事業の認可, ④タイ輸出入銀行によるミャンマーへの融資における融資額増額の4件である。²⁸⁾ いずれもタックシンが政策を通じて親族が経営するシン・コープ社やシン・サテライト社に利益誘導を行ったとして、クーデタグループが設立した資産調査委員会 (Khana kammakan truatsop kankratham thi ko hai koet khwamsiahai kae rat) により調査が開始され、国家汚職防止取締委員会に引き継がれたものである。

政策に対して利益相反が存在したと認定する際に重要なのは、首相が持つ権限の範囲である。一連の政策は、タックシンが自己の権限及び地位を利用した結果なのか否か。実際に各事業を決定及び実行していたのは首相自身ではない。しかし判決では、首相は、直接担当する財務相、運輸相や情報技術通信相等の各大臣の任命を通じて関係各組織に対して管理監督する立場にあったとされた。そして首相としてのタックシンは、1991年国家行政規則法に従い包括的な監督権限を有するがゆえに、各行政組織に対して命令する権限を持っており、各省の大臣を通じて政策実行への責任を負うとして首相の責任を認定した。前述の判決と同様に、首相は国政全体に対し非常に広範な権限を持つと認定され、そこには政策及び行政による事業全般が含まれることとなった。

IV-1-3 首相としての資格終了に関する裁判 (憲法裁判所判決 2008年9月9日)

サマック首相 (当時) がテレビで料理番組の司会を行ったことが、憲法に定められた兼業を禁止する規定に抵触し、首相の資格を喪失するとして訴えられた訴訟である。根拠とされたのは、憲法91条、182条及び267条違反であった。判決では、憲法267条に基づき首相としての資格に抵触し、182条に基づき資格を失うと判断した。

憲法267条は、「首相及び国務大臣は、株式会社、会社、収益を追求又は収益の分配を目指す事業を営む機関におけるいかなる地位にも就任してはならず、又いずれかの個人の被雇用者となることも出来ない」と定めている。争点となったのは、「被雇用者」の定義であった。それまでのタイの判例や通説を照らし合わせるならば、番組内で司会を行うことは番組制作会社の「被雇用者」ではなかった。しかし、判決では、憲法267条の意図は閣僚の行為について不

28) 紙面の都合上、「タイ輸出入銀行によるミャンマーへの融資における融資額増額」についてのみ案件の概略を紹介する。この件は、2003年10月にミャンマー外務大臣からタイ外務省宛てに、インフラ整備のための機器購入等に関する金銭的援助を求める書簡が届いたことに始まる。2004年2月にはミャンマー側から融資額の増額及び利息の引き下げについて要望があった。タイ外務省は、タイ輸出入銀行の執行部に対して、タックシン首相が反対していない旨の書簡を送った。最終的に同年5月にタイ輸出入銀行の執行部が承認の決議を行ったものである。一連の経過からは、タックシン首相が間接的に承認又は反対しない旨の意志を示しているが、直接の担当は外務省であり、タイ輸出入銀行も自ら決議を行った上で進められたことが分かる。

正の防止、私益と公益が衝突する「利益相反」を避けるためであり、憲法267条の「被雇用者」の意味は他の法律よりも広く解釈すべきであると判断された。首相に関わる事案では「被雇用者」の適用範囲を拡大すべきというのであった。

タックシン及びサマック両（元）首相に対する判決文の検証から、「利益相反」が行政府の長である首相に対しては相当広範囲に認定され、そのため彼らが有罪判決を受けたことが明らかとなった。以前であれば、少なくとも法的に汚職とは判断されなかったはずである。2名の（元）首相は、新しく作り出された「汚職」によって裁かれた。しかし、これらは本当に「汚職」なのであるのか、また民主化に対してどのような影響を与えるのだろうか。

IV-2 「利益相反」の定義と問題点

IV-2-1 一般的定義

公的領域における「利益相反」²⁹⁾とは、国際的にはどのように定義されているのか。一般的定義を確認しておこう。タイに限らず、政治家及び官僚による利益相反を取り締まろうとする流れは世界中で観察される。OECD（経済協力開発機構）のガイドラインによると、利益相反とは「公的利益と公務を行う者の私的利益との衝突であり、公務を行う者の私的利益が不適切に彼らの責務の実行に影響を与え得る場合を指す」と定義されている [Bertok 2008: 85]。しかし、利益相反の取り締まりは非常に困難な問題も抱えている。なぜなら利益相反が起こる環境は急速に変化しており、公共財や公的サービスの提供及び管理について新しい形や道筋が存在するようになったため、公的セクターと私的セクターの境界線が曖昧となり、新たにグレーゾーンが誕生したからである [ibid.: 86]。公的利益は私的利益と異なり非常に多様であり、公務員は公を代表し行動するが、公自身ではない。よって常にそこには少なくとも2種類の異なる利益（公益と私益）が同時に存在することとなる [Guzzetta 2008: 24]。現代のように政治や行政が経済とより密接で複雑な結び付きを持つ社会においては、両者を峻別することは非常に難しい。利益相反の管理のためのアプローチや仕組みは、常に社会的、政治的及び行政的コンテキストを反映し、公益と公務員の私益との合理的な均衡点を求めなくてはならない [Bertok 2008: 91]。法的定義の難しさは、法による取り締まりの限界を露呈する。最終的には社会の価

29) タイ語では主に4種類の表記が存在する。① Khwamkhatyaengkan rawang phonprayotsuanton lae phonprayotsuanruam（私益と公益の対立）、② Phonprayotkhatkan（対立する利益）、③ Khwamkhatyaeng nai prayot（利益の対立）、④ Phonprayotthapson（重複する利益）。利益相反を判断する上で重要な「公益」は、タイでは非常に幅広く捉えられている。政治的、文化的、宗教的、社会的、家族的、法的、心情的またはイデオロギー的なものまで包含されると考えられている点もタイ的特徴である [Medhi 2008: 96]。選挙を経て政界に参入した政治は「私益」を追求しているに過ぎず [Suchit 2002: 188-190]、「公益」を代表するのは国王である [Suraphon 2006] との認識が一部の知識人にはある。

値観の問題ということになる。利益相反は、汚職の重要な一類型であるとともに、法による取り締まりの困難さと、取り締まりが行き過ぎてしまいかねない危険性を内包している。それゆえにこそ、各国とも予防に重点を置くようになっている。

IV-2-2 タイの特徴

21世紀初頭のタイ政治を特徴付けるキーワードとして、「ポピュリズム」(Prachaniyom)、「政策汚職」(Kankhorapchan choeng nayobai)、そして「利益相反」の3つの言葉を挙げられるであろう。これらの言葉はいずれも主としてタックシン政権に向けられたものであった。³⁰⁾ 現在のタイでは、「利益相反」とは暗にタックシンの政策を指している場合が多く、彼の政策を攻撃するための手段として使用されているふしがある。そのためタイでは、政策を利益相反の対象とするのか否かが重要な争点となっている [Nithi 2009]。利益相反に政策を含めることは、当該閣僚の権限の認定範囲が重要になることを意味する。政策及び権限の問題は、雇用関係、契約関係及び出資又は株式保有といった規制においても、汚職認定の重要な境界線となる。利益相反の概念的抽象さもあり、1999年汚職防止取締法100条では、利益相反に政策を含むか否か、閣僚の権限の範囲について条文中では明確に定めてはいない。解釈に余地を残した2点がタイ的定義の鍵であり、最終的な定義の確定には、判例の蓄積を待たねばならなかった。

政権が現実に利益相反のかどで法的に打倒されるようになったのは、2006年クーデタ以降のことである。クーデタ後に利益相反の法的定義を拡大しようとする動きが2つ登場した。1つ目が、タックシン裁判及びサマック裁判の判決文であった。前述したように、タックシン裁判及びサマック裁判の結果によって、政権担当者は無限に近いともいえる広汎な権限を認定されており、自らの行為が利益相反に抵触する可能性について予測困難な状況となった。これは利益相反に関する国際的な定義と比較すると、相当無謀で危険な定義を行っていることが明らかである。2つ目が、2006年クーデタ以降に起草された利益相反法案である。利益相反の取り締まりが、今後のタイ政治に与える影響を占う上で重要な法案である。最後にこの法案について検証したい。

30) タックシン政権はタイの民選政権史上最も強力な政権であった。その人気を支えたものの1つが政策であった。タックシンは様々な政策を推し進め、素早く具体的に成果を出した。また彼は政策を次から次へと連続して打ち出し、各プロジェクトについて広く情報を流した [Kowit 2010: 114-116]。しかし反タックシン派は「ポピュリズム」という言葉を利用してタックシンを攻撃した [Tamada 2009]。タックシンの政策については「政策汚職」という批判もなされた。「政策汚職」とは、タックシンが自身の親族が経営する企業に有利な政策を打ち出すことにより、利益誘導を図ったという意味である [The Nation Jun. 12, 2007]。しかし、批判する知識人らも「政策汚職」に違法性が無いことは暗に認めており、「新しく巧妙な汚職」であるとしていた [The Nation Oct. 1, 2007]。政策は広範囲に影響を及ぼす性質を持っており、恩恵を受けるのはタックシンの身内の企業だけではなく。本来、タックシンの政策は法的には汚職ではなかったが、それを汚職であると批判したいマスコミや知識人らが頻繁に使用した言葉が「政策汚職」であった。

IV-3 今後の懸念——幻の利益相反法

2006年クーデタ後に成立したスラユット政権下で「利益相反法」³¹⁾の立法への取り組みが行われた。学者らが中心となって法案を起草し、2007年9月に官選の国会³²⁾で可決された。しかし51名の議員が法案の合憲性審査を求めると、憲法裁判所は第3読会での出席者が議会の定足数に足りていなかったことを理由に2008年11月に違憲とした〔Thiraphat 2010: 183–185〕。これにより利益相反法は幻の法律となった。しかし、この法案は国会本会議での投票までとりついていた。国家汚職防止取締委員会委員も国際会議の場で当時審議中であった利益相反法を紹介しており、この法律に対する期待度の高さが窺える〔Medhi 2008: 103–104〕。この法案は最終的には正式な法律とはならなかったものの、その内容を詳細に検証することにより、クーデタ実行者が何を汚職として取り締まろうと試みていたのか検証可能である。また今後の汚職取り締まりが、政治に対していかなる影響を与え得るかについて占う上でも重要な法案である。

まずは取締対象に関する定義を確認したい。本法案では、「国の職員」とは「政治職者、恒常的な地位を有する若しくは月給を受け取っている公務員又は地方の職員、国有企業又は国の組織の職員若しくは業務に従事している者、地方自治法に基づく職員及び、国有企業又はその他の国の事業であるかを問わず、公的制度において設立された、委員会、小委員会、公的部門、国有企業又は国の組織の被雇用者及び法律に基づき何らかの業務を行うに当たり国の行政権力を使用する若しくは使用を委任された個人又は団体を意味する」(3条)と定義された。政治職者は「首相、大臣、下院議員、上院議員、政治公務員規則により定められた首相及び大臣以外の政治公務員、国会公務員規則法により定められた政治国会公務員、地方首長及び地方議員、その他国家汚職取締委員会が官報での布告により定めたその他の地位を持つ国の職員」(3条)を指すとされた。また、この法案には「配偶者」及び「親族」に関する定義も存在する。「配偶者」とは「法律婚でないが、夫婦のように生計を共にする男女の場合も含む」(3条)とされた。「親族」については、「本人の両親、本人の直接の子孫、本人の子供の配偶者、本人又は配偶者の父母両方若しくはいずれかを同じくする兄弟、本人又は配偶者の伯父、叔父、伯母及び叔母、配偶者の父母及び祖父母、本人又は配偶者の父母両方若しくはいずれかを同じくする兄弟の子供、本人又は配偶者の父母両方若しくはいずれかを同じくする兄弟の子供の子供」(3条)とされ、これらは法的関係であるか否かを問わないとされた。

次に、利益相反の定義について確認してみよう。利益相反に関しては第5条で次のように定められた。利益相反とみなされる行為は「(1) 汚職防止取締法で定められた利益相反に関する

31) 利益相反法(案)のタイ語表記は、Rang phraratchabanyat waduai khwamphit kiaokap kankhatkan rawang prayotsuanbukkhor lae prayotsuanruamである。

32) 2006年クーデタの後発足した任命制の議会。

行為、(2) 自己が受け取った、又は公務の遂行、職責若しくは役職に伴って自己が受け取った若しくは知った、まだ秘密である国の資料の不正な使用、(3) 国又は国の組織の財産を自己又は権利を持たない他の者の利益のために不正に使用すること、(4) 直接又は間接を問わず、自己又は特定個人に対し不正に利益を与える国の計画を廃止、提案、組織又は許可すること、(5) 直接又は間接を問わず、不正に国の職員の職務に基づく権力行使における自由な意思決定に対し、自己が持つ権限を行使し影響力を与えること」(5条)と定義された。加えてこれらの行為については、国の職員の配偶者及び子の行為にも適用するとされ、その行為は当該職員自身の行為として見なされるとされた。また当該職員が知っていた又は認めていた場合、配偶者及び子以外の親族の行為にも適用され、その行為は当該職員自身の行為と見なされると定められた。

これらの定義から明らかなことは、当該法案の適用範囲が、対象となる人物及び国家権力行使の種類において非常に広範囲であるという点である。適用対象となる親族の範囲が非常に広いというだけでなく、利益相反について国家プロジェクトまで守備範囲に入るため、首相及び大臣にとっては政策が法的に利益相反として断罪される可能性を示唆する。政治家らは汚職の誹りを受けないために、親族一同と自己の政策との利害関係を綿密に調査する必要性が生じる。つまり、タックシンを攻撃する際に使われた常套句の1つである「政策汚職」を法的な罪に仕立て上げることが、当該法案の重要な目的の1つであったと指摘できよう。しかし、政策までを利益相反の範疇に入れることは、果たして可能なのであろうか。利益相反という概念自体がグレーゾーンに属しており、明確に汚職であると断罪することが非常に困難であることは前述のとおりである。加えて問題はタックシンだけに留まらない。タイ政界には多くの実業家が参入しており、本人はビジネスから退いていても親族が経営に関わっている。政策は国全体の経済問題を扱う以上、直接的な利益の受け取りのみならず間接的な利益の享受までを利益相反と捉える事は、タイ議会制民主主義を構造的に破壊することになりかねない。何らかの生業に従事したり幾ばくかの資産を所有したりしている者が、政界に入れば利益相反に問われる可能性が存在するからである。それは政治家という職業に従事し得る者がほとんどいなくなることを意味している。最終的には当該法案の内容は正式な法的定義とはならなかったが、政治家の汚職を大義名分とするクーデタ実行の可能性と今後の民主化に対する影響について、深刻な問題点を浮かび上がらせたといえよう。

V おわりに——汚職取り締まりと民主化

本稿では、1990年代以降、民主化の進展とともにタイ政治家の汚職が増加し悪化しているように感じられる原因の1つは、憲法及び法律の改正による汚職の法的定義の拡大であると想定して考察を行ってきた。過去約20年間の憲法改正を通じて、汚職の法的定義をより不明確に

し、汚職と認定し得るグレーゾーンをいたずらに拡大し続けて来たということである。これは、憲法改正によって汚職を拡大再生産してきたともいえる。

こうした法改正に伴う汚職の範囲拡大ならびに裁判所における拡大気味の法解釈は、汚職を批判する言説と相互に関連し合っている。1990年代、多くの知識人はタイの民主政治が金権政治に堕していると主張し、政治家の汚職を激しく批判した。そして憲法及び法律が改正され、汚職の法的定義も変更された。その結果新たに汚職と認定される事案が増加したことにより、汚職批判に一層拍車がかかるという相乗効果が生まれた。特に21世紀に入ってから、資産負債虚偽報告を中心として、政治家の汚職が法廷の場で争われることが常態化した。統治機構の中では社会的な信用度が比較的高い法廷において、政治家が有罪判決を受けることは、政治家及び議会制民主主義に対する国民の不信感を醸成する効果があることを否定できない。1992年5月流血事件の際には軍隊による政治支配に激しく抵抗したバンコクの住民が、2006年クーデタでは軍を支持するようになった原因の一端もここにあるのではないだろうか。³³⁾

では、法改正により創造された汚職は、真に取り締まるべき「汚職」であったのだろうか。「利益相反」の認定範囲の広範さと曖昧さは、閣僚級政治家が種々の事由によって汚職のかどで有罪判決を受け得ることを意味する。資産負債虚偽報告は、汚職の存在を立証することなく、政治家を「汚職の可能性」によって裁き、その政治生命に甚大な影響を与える。過度の汚職取り締まりは、政治の浄化という本来の目的を超えて、議会制民主主義を根底から揺るがしかねない。一連の憲法及び法の改正は、民主主義の発展と政治家の汚職取り締まりとの間のバランスを著しく欠いたものであったといえよう。

参 考 文 献

- Bertok, Janos. 2008. Conflict of Interest: The Challenge to Develop Tools for Implementation and Enforcement. In *Managing Conflict of Interest: Frameworks, Tools, and Instruments for Preventing, Detecting, and Managing Conflict of Interest*, pp. 85–91. Asian Development Bank. (<http://www.oecd.org/dataoecd/50/12/40838870.pdf> 2011年12月1日アクセス)
- Callahan, William A. 2005. The Discourse of Vote Buying and Political Reform in Thailand. *Pacific Affairs* 78(1): 95–113.
- Chai-Anan Samudavanija. 1989. Thailand: A Stable Semi-democracy. In *Democracy in Developing Countries*, Vol. 3: *Asia*, edited by Larry Diamond, Juan J. Linz, and Seymour Martin Lipset, pp. 305–346. Boulder: Lynne Rienner.

33) 1991年憲法は、当初は首相を下院議員に限定していなかった。そのため軍人であるスチンダーが公約を破り、首相に就任してしまい、市民からの激しい反発を受け5月流血事件が起こった。憲法は1992年9月に「首相は下院議員であらねばならない」(第159条)と修正された。多数の死者が出たことに市民が反感を覚えていたため、軍人は制服を着て外を歩くことが出来ない状態だった。しかし、2006年クーデタ後、バンコク市民が兵士と写真撮影を行ったり食べ物を提供したりする姿が世界中に報道された。筆者がバンコクで行った聞き取り調査でも、1992年5月事件に参加しスチンダー政権に対し抵抗した中間層で2006年クーデタ後に兵士に食べ物を提供しに行った者が複数存在した。彼らがクーデタを支持した理由は政治家の汚職だった。

- Gardiner, John. 1993. Defining Corruption. *Corruption and Reform* 7(2): 111–124.
- Girling, John. 1997. *Corruption, Capitalism and Democracy*. London and New York: Routledge.
- Guzzetta, Giovanni. 2008. Legal Standards and Ethical Norms Defining the Limits of Conflicts Regulations. In *Conflict of Interest and Public Life: Cross-National Perspectives*, edited by Christine Trost and Alison L. Gash, pp.21–34. New York: Cambridge University Press.
- Handley, Paul. 1997. More of the Same? Politics and Business, 1987–96. In *Political Change in Thailand: Democracy and Participation*, edited by Kevin Hewison, pp.94–113. London and New York: Routledge.
- Heidenheimer, Arnold J. 1970. *Political Corruption: Readings in Comparative Analysis*. New York: Holt Rinehart and Winston, Inc.
- 飯田順三. 1999. 「タイ近代刑法典および民商法典の編纂過程における日本法の影響 (一)」『創価法学』29(1, 2): 19–44.
- Juree Vichit-Vadakan. 2011. Public Ethics and Corruption in Thailand. In *Public Administration in Southeast Asia: Thailand, Philippines, Malaysia, Hong Kong, and Macao*, edited by Evan M.Berman, pp.79–137. Boca Raton: CRC Press.
- Khanakammakan Po. Po. Cho. 2010. Phon-ngan Khanakammakan Po. Po. Cho. nai rop3 pi (2550–2552) [国家汚職防止取締委員会の3カ年成果 2007–09]. Po Po Cho. (<http://www.nacc.go.th/> 2010年4月29日アクセス)
- Kowit Wongsurawat. 2010. *Kanmueang Kanpokrong Thai: Lai Miti* [政治 タイの統治——様々な側面]. Bangkok: Krongkan Ratthasatsueksa Phakwicha Ratthasat lae Ratthaprasatsanamai Mahawithayalai Kasetrasat.
- Likhit Thirawekhin. 2010. *Kanmueang Kanpokkhong khong Thai Chabap Phim Krangthi 8 Kaekhai Prapprung* [タイの政治行政 第8版改訂]. Bangkok: Samnakphim Mahawithayalai Thammasat.
- Manit Chumpa. 2008. *Khwamru Bueangton Kiaokap Ratthathammanun haeng Ratcha-anachakthai* [タイ王国憲法に関する基礎知識]. Bangkok: Samnakphim haeng Chulalongkon Mahawithayalai.
- . 2010. *Tham-Top Kotmai Ratthathammanun* [質問と回答 法律憲法]. Bangkok: Samnakphim haeng Chulalongkon Mahawithayalai.
- McCargo, Duncan; and Ukrist Pathmanand. 2005. *The Thaksinization of Thailand*. Copenhagen: NIAS Press.
- Medhi Krongkaew. 2008. Private Gain from Public Loss: How Thailand Copes with Corruption from Conflict of Interest. In *Managing Conflict of Interest: Frameworks, Tools, and Instruments for Preventing, Detecting, and Managing Conflict of Interest*, pp.92–116. Asian Development Bank. (<http://www.oecd.org/dataoecd/50/12/40838870.pdf> 2011年12月1日アクセス)
- Messick, Richard E. 2008. Regulating Conflict of Interest: International Experience with Asset Declaration and Disclosure. In *Managing Conflict of Interest: Frameworks, Tools, and Instruments for Preventing, Detecting, and Managing Conflict of Interest*, pp.36–43. Asian Development Bank. (<http://www.oecd.org/dataoecd/50/12/40838870.pdf> 2011年12月1日アクセス)
- Neher, Clark D. 1977. Political Corruption in a Thai Province. *Journal of Developing Areas* 11(4): 479–492.
- Nithi lawsiwong. 2009. *Thang-ok khong “Phak Prachachon” nai Kansawaeng Chutruam Bon Wethi Kanmueang Yukmai Rakya Sang Ban Chonchanklang Sang mueang* [新時代の政治舞台での集合点探しにおける「国民」の出口 草の根の人々が共同体を作り、中間層が国を作る]. Bangkok: Matichon.
- Niyom Rathamarit. 2006a. Corruption Inquiry and the Impeachment Process in Thailand. In *Eyes on Thai Democracy: National and Local Issues*, pp.49–72. Bangkok: King Prajadhipok’s Institute.
- . 2006b. *Re-Establishing Democracy: How Kriangsak and Prem Managed Political Parties*. Bangkok: King Prajadhipok’s Institute.
- Nualnoi Treerat. 2005. Combating Corruption in the Transformation of Thailand. In *Corruption and Good Governance in Asia*, edited by Nicholas Tarling, pp.245–262. New York: Routledge.
- 大友 有. 2003. 「タイにおける汚職と不正——1997年憲法のとりくみ」『アジアの民主化過程と法——フィリピン・タイ・インドネシアの比較』作本直行；今泉慎也（編），129–165ページ所収。千葉：アジア経済研究所。
- Pasuk Phongpaichit; and Sungsidh Piriyarangsarn. 1994. *Corruption and Democracy in Thailand*. Chiang Mai: Silkworm Books.
- Riggs, Fred W. 1966. *Thailand: The Modernization of a Bureaucratic Polity*. Honolulu: East-West Center Press.
- Scott, James C. 1972. *Comparative Political Corruption*. Englewood Cliffs, NJ: Prentice-Hall.
- Suchit Bunbongkan. 2002. Panha Kanmueang Thai kap Khorapchan [タイ政治問題と汚職]. In *Ekasan Kanson*

- Chutwicha: Panha Kanmueang Thai Patchuban Current Political Issues Nuai thi 1-8* [現在のタイ政治の問題 第1-8章], edited by Sakhawicha Ratthasat Mahawithayalai Sukhothaithammathirat, pp.180-210. Nonthaburi: Sukhothaithammathirat University Book Center.
- Suraphon Traiwet. 2006. *Phramahakasat Ratthathammanun lae Prachathipatai* [国王、憲法及び民主主義]. Bangkok: Winyuchon Publication House.
- 玉田芳史. 1988. 「タイの実業家政党と軍」『東南アジア研究』26(3): 293-307.
- . 2006. 「タイ政治の民主化と改革」『民主化とナショナリズムの現地点』玉田芳史；木村 幹(編), 78-102 ページ所収. 京都：ミネルヴァ書房.
- Tamada, Yoshifumi. 2009. Democracy and Populism in Thailand. In *Populism in Asia*, edited by Kosuke Mizuno and Pasuk Phongpaichit, pp.94-111. Singapore: NUS Press.
- Thiraphat Serirangsan. 2010. *Nakkanmueang Thai: Chariyatham, Phonprayothapson, Kankhorapchan—Sapappanha, Sahet, Phonkrathop, Naeo thang Kaekhai* [タイ政治家：倫理、利益相反、汚職——問題の状況、原因、影響、解決の方向]. Bangkok: Saithran Publish.
- Van Roy, Edward. 1970. On the Theory of Corruption. *Economic Development and Cultural Change* 19(1): 86-110.
- Wannatham Kannachonsuwan; Seni Khamsuk; and Thasothon Tuthongkham. 2002. Panha Kanmueang Thai dan Krabuankan thang kanmueang [政治的手続きにおけるタイ政治の問題]. In *Ekasan Kanson Chutwicha: Panha Kanmueang Thai Patchuban Current Political Issues Nuai thi 9-15* [現在のタイ政治の問題 第9-15章], edited by Sakhawicha Ratthasat Mahawithayalai Sukhothaithammathirat, pp.2-58. Nonthaburi: Sukhothaithammathirat University Book Center.
- Wichitwong na Pomphet. 2010. *Lak khit nai kanpathirup Prathetthai* [タイ国改革における支柱的考え]. Bangkok: Vasira.
- Worachet Phakhirat. 2009. *Chut Fai nai Sailom* [風の流れの中に火を灯す]. Bangkok: Open Books.

新聞

Bangkok Post

The Nation

憲法

- 仏歴 2502 年（西暦 1959 年）タイ王国統治憲章（暫定憲法）
- 仏歴 2515 年（西暦 1972 年）タイ王国統治憲章（暫定憲法）
- 仏歴 2517 年（西暦 1974 年）タイ王国憲法
- 仏歴 2521 年（西暦 1978 年）タイ王国憲法
- 仏歴 2534 年（西暦 1991 年）タイ王国憲法
- 仏歴 2540 年（西暦 1997 年）タイ王国憲法
- 仏歴 2550 年（西暦 2007 年）タイ王国憲法

法律

- 仏歴 2499 年（西暦 1956 年）刑法典
- 仏歴 2534 年（西暦 1991 年）政治公務員規則法
- 仏歴 2550 年（西暦 2007 年）政治公務員規則法（改正）
- 仏歴 2518 年（西暦 1975 年）汚職防止取締法
- 仏歴 2530 年（西暦 1987 年）汚職防止取締法（改正）
- 仏歴 2542 年（西暦 1999 年）汚職防止取締法
- 仏歴 2539 年（西暦 1996 年）上院議員及び下院議員資産負債報告法
- 仏歴 2543 年（西暦 2000 年）国務大臣の持分及び株式の管理に関する法
- ※ 2006 年に起草された利益相反法の法案については、Thiraphat [2010: 441-448] を参照

裁判所判決

- 汚職防止取締法違反に関する裁判（最高裁判所政治職者刑事訴訟部判決 2008 年 10 月 21 日）
- 資産没収に関する裁判（最高裁判所政治職者刑事訴訟部判決 2010 年 2 月 26 日）
- 首相としての資格終了に関する判決（憲法裁判所判決 2008 年 9 月 9 日）

ホームページ

官報 <http://www.ratchakitcha.soc.go.th/> (2012年8月2日最終アクセス)

憲法裁判所 <http://www.constitutionalcourt.or.th/> (2012年8月2日最終アクセス)

国家汚職防止取締委員会 <http://www.nacc.go.th/> (2012年8月2日最終アクセス)

最高裁判所 <http://www.supremecourt.or.th/> (2012年8月2日最終アクセス)

(2013年2月7日 掲載決定)